

福知山市介護保険料窓あき封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市介護保険料納入決定通知書送付用に使用する窓あき封筒に掲載する広告（以下「介護保険料窓あき封筒広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 介護保険料窓あき封筒広告は、福知山市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）

第3条 及び福知山市広告掲載基準（以下「基準」という。）第4条に定めるもののほか、介護保険料窓あき封筒広告として適当でないと市が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、市が別に定める。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載料を原則として市が指定する日までに、市が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、市が別に定める。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、市が別に定める日までに、福知山市有料広告掲載申込書（要綱様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を市に提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、市が別に定める日までに、市に広告の原稿を提出しなければならない。

2 介護保険料窓あき封筒広告には、次の各号に定める事項について明確に表示しなければならない。

（1）広告主の名称及び連絡先

（2）裏面に縦7.0cm×横9.0cm以内の大きさの広告の表示

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前項の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

2 広告主は、前項のただし書きにより広告の原稿を変更及び修正するときは、市にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第8条 市は、広告掲載希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適當と認められるもののうち、広告掲載申込書に記載した申込み価格が最も高いものを広告主として選定する。

- 2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。
- 3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、健康福祉部高齢者福祉課において行う。

(広告主への通知)

第9条 市は、広告主を決定したときは、その旨を福知山市有料広告掲載決定通知（要綱様式第2号）により広告主に通知する。

- 2 市は、広告掲載希望者の申込み内容が第2条に該当し掲載できないものであるとき、もしくは広告主を他の広告掲載希望者に決定したときは、その旨を福知山市有料広告非掲載決定通知（要綱様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、要綱第12条に規定するものほか以下の各項に規定する責務を負うものとする。

- 2 広告主は、掲載された広告に起因して市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。
- 3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、要綱及び基準によるほか、市と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものほか、介護保険料窓あき封筒広告の取扱いに関する必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。